

平取町 アイヌ政策推進交付金事業計画 変更内訳

1 今回の変更事業

(1) 文化振興事業

- ・ 萱野茂生誕100年記念事業

(2) 地域・産業振興事業

- ・ リトアニア国立博物館派遣事業

(3) コミュニティ活動支援事業

- ・ 生活館施設等整備事業

2 変更内容

(1) 文化振興事業

- ・ 萱野茂生誕100年記念事業（新規）

記念事業開催にかかる、展示等の準備を行うもの。

※萱野茂氏は、アイヌ初の国会議員であり、アイヌ文化研究者でもある。生誕100周年の節目にアイヌ文化の発展に尽力した萱野氏の活動・想いを後世に伝えたいとの地元住民の声が多く、本事業を通じて萱野氏の想い、現代におけるアイヌ文化継承の意義や取り組みについての理解を深めるべく展示等を行う予定である。

(2) 地域・産業振興事業

- ・ リトアニア国立博物館派遣事業（新規）

アイヌ古式舞踊やアイヌ料理等のワークショップを実施するためにリトアニア国立博物館への派遣を行うもの。

※本事業は令和4年度に実施したジャパンハウス（ロンドン）での展覧会の流れを組む企画であり、リトアニア国立博物館からアイヌの展覧会への協力要請が平取町によって、平取アイヌ文化保存会との調整の上、舞踊、ワークショップ等を通じてリトアニアの住民にアイヌ文化を発信するために派遣を行うものである。

(3) コミュニティ活動支援事業

- ・ 生活館施設等整備事業（追加）

各地区生活館の修繕、改修を行うもの。

※令和7年度は猛暑日が続いたこともあり、各生活館での活動の中で体調を崩される方も多かったため、次年度に向けて熱中症対策等のためにも冷暖房の整備を行う。

3 変更増減額

(1) 文化振興事業

- ・ 萱野茂生誕100年記念事業

480千円（事業費）の増（0千円 → 480千円）

(2) 地域・産業振興事業

- ・ リトアニア国立博物館派遣事業

5,575千円（事業費）の増（0千円 → 5,575千円）

(3) コミュニティ活動支援事業

- ・ 生活館施設等整備事業

11,721千円（事業費）の増（46,415千円 → 58,136千円）

4 事業計画変更箇所

「8 収支予算」、「9 経費の配分」、「別表1 収支計画書」において、上記 3 の変更増減額に係る令和7年度事業費等の必要な金額等の修正を行う。

平取町 アイヌ政策推進交付金事業計画

1 事業名	平取町アイヌ総合施策推進事業
2 事業の種類	(文化振興事業) (地域・産業振興事業) (コミュニティ活動支援事業) の別
3 事業の目的	アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活性化させる、また、これまで取組んできた伝統的生活空間の再生事業を継続しアイヌ文化の振興と次世代の着実な承継を図る。
4 事業の概要	(1) 文化振興事業 1) 屋外展示施設改修事業 ○ 事業実施主体 北海道 平取町 ○ 事業の実施場所 平取町内ほか ○ 事業の実施期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで ○ 事業の内容と考え方 町が管理するアイヌの伝統的家屋(チセ)及び伝統的付属施設の居住空間を再現・復元することで、二風谷地区へ来訪する修学旅行生をはじめとした観光客に対し、かつてのアイヌの生活や暮らしについての理解促進をはかる。 屋外展示施設を計画的に改修することにより技術継承を図る。 2) イオル再生事業 ○ 事業実施主体 北海道 平取町 ○ 事業の実施場所 平取町内ほか ○ 事業の実施期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで ○ 事業の内容と考え方 平取地域イオル再生事業は、平成20年度からの事業はもとより、長期的な視点に立ち アイヌ文化を育んできた自然の再生(イオル型複層林の形成)により、アイヌ文化に必要な自然素材の供給システムの構築やコタンでのアイヌ文化継承者(実践者及び伝統工芸技術の伝承者)による体験活動など、アイヌ以外の人々への概括的な普及・啓発にとどまらない、より専門的・高度な活動の拠点としての性質を担う「活動型イオル」を目指して、アイヌ文化継承者の育成を図るほか、ネットワークとしての他の地域への自然素材の供給も視野に入れた事業を実施する。 3) アイヌ工芸体験学習事業 ○ 事業実施主体 北海道 平取町 ○ 事業の実施場所 平取町内ほか ○ 事業の実施期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで ○ 事業の内容と考え方 アイヌ文化の普及啓発を更に進めるため、平取町アイヌ工芸伝承館(ウレシバ)にて、木彫や織物、レーザー彫刻など体験メニューを常時行っていく。(体験メニューは開館日【休館月曜日】の全日程で実施する。) また、二風谷工芸館において、主に夏休み期間を利用し、小中学生等を対象としたアイヌ文様の彫刻体験(コースターづくり)を実施する。

4)アイヌ文化の振興事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ関連団体(二風谷アイヌ語教室・平取アイヌ文化保存会)に対し、アイヌ語学習・古式舞踊等のアイヌ文化の保存・継承に係る活動支援を行うことにより、アイヌ文化の振興を図る。
 - ・二風谷アイヌ語教室
子どもの部:町内の小中学生を対象に、アイヌ語絵本の朗読やアイヌ語カルタなどを通じアイヌ語の知識を深める、また、町内で開催されるアイヌ文化祭で発表する歌や踊りなどの指導を行う。
 - 大人の部:主に町民を対象にアイヌ語の聞き取りや会話を通じて、理解力を高める。また、町内で開催されるアイヌ文化祭で発表するアイヌ語劇などの指導を行う。
 - ・平取アイヌ文化保存会
担い手の総合的な技能習得を目的とした、古式舞踊・儀礼・伝統料理などの講習会の開催や専門家を招き沙流川流域に伝わる歌い方の指導を受ける。
また、町内の老人福祉施設等での古式舞踊の披露及び伝統食体験を行う。

5)アイヌ語復興事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
平取町二風谷地区は、アイヌの伝統文化が脈々と継承され、今日もアイヌ文化が色濃く残る国内で唯一無二の地域である。
この地域において、アイヌ語を復興させることが最も重要であり、優先されるべきであることから、できるだけ幼少期のうちにアイヌ語教育をすることが最も効果的であり、有効であるため本事業を実施する。

6)匠の道モニュメントづくりプロジェクト事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
令和6年度に「匠の道」沿道に整備された工房前のスペースにおいて、匠と担い手の共同作業により匠の道ゾーンに設置する大型モニュメントを作成する。匠の工房前のスペースで作業を行い、制作の過程が通りを訪れた方の目に触れるような演出を行う。

7)大学・大学院と地域との連携事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ文化に対する理解を深めるため、アイヌ民族・アイヌ文化に関心のある主に大学生を対象に、二風谷地区で5泊6日のアイヌ文化体験プログラムを実施する。
また、参加学生は、体験内容をSNS等で情報発信を行い、アイヌ文化の普及啓発を図る。

8) シシリムカ文化大学運営事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ民族の文化や歴史・現状・未来、あるいはアイヌ施策推進法に関連する政策、施策(河川、森林、自然環境など)について、主に町民を対象とした各種講座を年6回程度開催し、アイヌ文化に関する理解の促進を図る。
開催場所: 平取町二風谷 イオル文化交流センター ほか
受講人数: 各80名程度(オンライン含む)

9) 二風谷アイヌ文化博物館普及啓発事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ語やアイヌ語の口承文芸の音声や映像・テキストをもとに特別展を開催し、地域住民や博物館来訪者に対し公開する
また、アイヌ口承文芸の魅力や楽しみ方を一般向けに解説、理解を深めるため、大学教授および地元のアイヌ語話者を招聘し、博物館講座を開催する。

10) 二風谷アイヌ文化博物館スパイラルダクト改修事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
二風谷アイヌ文化博物館常設展示室に結露が発生するようになり、展示物に水滴が落ちるようになった。
今後、展示物の環境を整備していくためにスパイラルダクトの防露工事を実施する。

11) 萱野茂生誕100年記念事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
交付決定日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
萱野茂氏は、アイヌ初の国会議員・アイヌ文化研究者である。生誕100周年の節目にアイヌ文化の発展に尽力した萱野氏の活動・想いを後世に伝えたいとの地元住民の声が多く、本事業を通じて萱野氏の功績等の展示等を行うことによって現代におけるアイヌ文化継承の意義や取り組みについての理解を深めることを目的とする。

(2) 地域・産業振興事業

1) アイヌ文化観光プロモーション事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
平取町は二風谷地区を中心にアイヌの伝統文化が脈々と継承され、今日もアイヌ文化が息づく地域として希少な文化価値を有している。平取町のアイヌ文化の魅力を国内外に広く発信し、交流人口・関係人口の拡大を目指す事業を立案し展開する。

2) アイヌ文化魅力活性化事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ文化等の次世代への継承と地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活性化させるため、中若年世代をターゲットとして人気アニメ等やアイヌ衣装を活用し、アイヌ文化に触れる機会を増やす。
また、町内観光旅行者がアイヌ工芸に興味を持っていただくきっかけとして、アイヌ民具カードを作成し二風谷を中心とした町内利用者へカード提供を実施する。2つの事業を実施することで町内の滞在時間を延長することにより、町内経済効果の向上を目的とする。

3) リトアニア国立博物館派遣事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
リトアニア
- 事業の実施期間
交付決定日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方

リトアニア国立博物館主催の展覧会「アイヌ 日本の先住民族-プロニスワフ・ピウスツキの160年」が2026年2月から同年8月に行われる予定となっており、展示期間中の関連事業に平取アイヌ保存会が実施し、国際交流及びアイヌ文化の発信を推進する。二風谷ブランドを世界発信し、効果的な地域振興へと繋げていくことを目的とする。

4) アイヌ文化・交通拠点ネットワーク形成事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ文様ラッピングを施したバスを3地区で生活館等を拠点に運行し、アイヌの方のコミュニティ活動や生活を支える地域交通として機能させる。既存の幹線(都市間バス、路線バス)と接続することで、町民の利便性が向上する。
また、各地区の生活館において、自治会を中心に住民同士が集まり様々な活動が行われており、高齢者を対象に自宅から生活館までバスの運行を実施し、社会参加の促進や地域コミュニティ活動の支援を行う。

5)アイヌ文化拠点交流促進バス運行事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町二風谷地区、白老町(ウポポイ)、札幌、新千歳空港
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
札幌・新千歳空港と二風谷コタン等のアイヌ文化施設を結ぶ有料バスを期間限定で運行することにより、アイヌ文化施設へ誘客し、アイヌ文化の理解と交流を促進する。

6)アイヌ文化のブランド化推進事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ文化の中でも比較的身近なアイヌ工芸を通して、国内外の多様な方々へのアイヌ文化の認知度向上と普及啓発を目的として実施する。
アイヌ工芸における伝統技術やアイヌ文様などを継承していくための取り組みのひとつとして、多様化する消費者ニーズに応えるべく、現代の暮らしにあった商品を地元工芸家と企業とのコラボレーションにより開発し、アイヌ工芸を用いた新たなマーケットを開拓する。

7)21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
イオル再生事業の一環として、町有山林をイオルの森とし、アイヌ文化に必要な素材の確保のための取り組みを行ってきたが、平成24年度に平取アイヌ協会、北海道森林管理局、平取町が協定を結び、広大な国有林野のスケール観を持ちながら、アイヌ文化の伝承に必要な自然素材の確保や人材育成を更に深化させる事業となっている。具体的な取り組みとして
①国有林野内での有用素材の育成状況等の調査
②素材栽培、育成のための環境調査及び試行
③アイヌの伝統的生活空間として森林等の将来のあるべき姿等の調査(例えば森の守り神として以前生息していた「コタンコロカムイ(シマフクロウ)などの生息条件などの調査)を進め、アイヌ文化伝承、振興のための取り組みと同時に、雇用の場の創出を図る。

(3) コミュニティ活動支援事業

1) 生活館施設等整備事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
平取町において関係団体による講座や体験事業等により文化の継承活動が系統立てて進められているが、アイヌ文化等関連施設は道内において有数の利用率を誇り、平取町アイヌ協会や関係団体の議場として使用するなど活動拠点の一つとして活用されてきた。また、地域の放課後児童クラブの会場や冠婚葬祭、避難所としても利用され、自治会活動の拠点でもある。
これらアイヌ施策の推進に必要な事業を円滑に施行するため、早急な施設の改修を行う。

2) 荷負生活館建設事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町荷負地区
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
荷負生活館の状況としては築57年を経過しており、これまで大規模改修等を行ってきたが、近年、屋根及び外壁部分の全体に著しい老朽化が進んでおり、建築場所も交通量が多い国道に接し見通しの悪い坂道の頂上部に位置している。今回、新たな設置場所を計画し新規に建築することで、新たな交流拠点として施設利用の活性化が期待される。

3) 高齢者コミュニティ活性化によるアイヌ文化の知見の伝承・共有化事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌ民族の高齢者を専門家・有識者と位置づけ、高齢者が保有するアイヌ文化の知見(歌、踊り、工芸、料理、儀式、ウパシクマ、ユカラ等)を次世代に継承するために、コミュニティ座談会の中から、それらの知見を記録化(文字化、映像記録)し、平取町の地域固有のアイヌ文化を後世に記録を残すことを目的とする。また、蓄積されたデータについては、報告書としてまとめ、地域のアイヌ文化を世代間で共有できるようにする。

4)国際先住民族フォーラム推進事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内ほか
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律制定、そのもとの民族共生象徴公園(ウポポイ)開設、アイヌ施策に積極的に取り組む地方自治体の活動活性化など、21世紀に入ってからの日本国における先住民族政策の進展を国内外に示しつつ、さらなる拡充の契機とする。

5)平取町学習塾運営事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
少子化、進路の多様化などにより、地元を離れる子どもたちが増加していることから、地元高校への進学者を確保するとともに、町内の中高校生の学力向上を図り、将来の町を担う人材を育成するため、町内中学生及び平取高校生を対象とした無料の公営塾を開講している。開講場所は、生活館に類似する本町の住民センターで行っている。公営塾開設により、質の高い教育が受けられる環境を提供するとともに、アイヌ子弟の進学率向上や保護者負担の軽減が図られる。

6)青少年国際交流事業

- 事業実施主体
北海道 平取町
- 事業の実施場所
平取町内、ハワイ
- 事業の実施期間
令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日まで
- 事業の内容と考え方
先住民族(アイヌ・ハワイアン)の文化をそれぞれ体験することにより、互いの文化の理解を深める。平取高校では令和6年度よりアイヌ文化をカリキュラムとして単位化すること、高校魅力化のテーマを「多様性と多文化共生」としていることから、テーマに沿ったより深い学びとしていく。

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

① 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業

平取町のアイヌ文化の継承と振興のため、地域住民やアイヌの人々、関係機関等と連携し現在まで進めてきた伝統的生活空間(イオル)整備事業として二風谷地区でのコタン等の再現や管理を行う。

また、映画ロケ地となったエリアを新たなイオル空間として位置づけし、地域振興、観光拠点としての環境整備を行う。アイヌ文化の継承に必要な自然素材の栽培・育成として、沙流川流域の森林・河川環境等の保全・活用についての調査、有用植物の栽培育成などを伝統的生活空間イオル整備事業などにより実施する。

さらに、アイヌの歴史について、地域住民の古老などから聞き取り調査を実施し、(ライブラリー事業)調査結果については、データとして保存・活用し、アイヌ文化の伝統や文化に関する知識の普及啓発を図ることができる。

② アイヌ工芸の振興事業

アイヌ工芸の人材育成ならびに伝統的工芸品産業と交流産業の振興を図るため、平取町アイヌ工芸伝承館(ウレシバ)にて実施する、木彫や織物、レーザー彫刻などの体験メニューを常時行う。

また、二風谷工芸館において、主に夏休み期間を利用し、小中学生等を対象にアイヌ文様の木彫り体験を実施する。

さらに、アイヌ工芸として技術・技法や伝統を継承する工芸家の制作活動の場として、匠の工房が設置されたが、工房前のスペースを広場やモニュメントを整備し、工房と一体となり伝統的工芸品の制作技術に触れていただく、ソフト事業の展開を図る。

③ アイヌ文化の保存・振興事業

アイヌ文化の保存・継承活動を行うアイヌ関連団体に対し、伝統的な舞踊や所作、儀礼、アイヌ語の学習など、文化の保存・継承に必要な事業に対し町として業務を委託することで支援を行う。

また、地域や町内外の学校等で実施されるアイヌ語学習などに関し、講師の派遣を行うなどの支援を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

① アイヌ伝統等普及啓発事業

二風谷アイヌ文化博物館において、アイヌ文化を説明する説明員を配置し、多言語の表示や、展示品・文化財などを映像によってガイダンスする設備を導入しつつ、地域のアイヌに関する理解を深める展示を行う。

さらに、町が管理するアイヌの伝統的家屋(チセ)及び伝統的付属施設(高床式倉庫、熊檻、便所等)について、必要な改修を行う。

また、平取町立二風谷アイヌ文化博物館及び萱野茂二風谷アイヌ資料館に保管されているアイヌ民具を高解像度で撮影し、民具台帳の整備や図録の刊行など平取町のアイヌ民具の理解促進のための資料を作成する。

さらに、町内外におけるアイヌ文化に対する理解を深めるため、アイヌ民族の文化や歴史などをテーマとした講座やセミナーなどを開催し、また、アイヌ民族・アイヌ文化に関心のある主に大学生を対象としたアイヌ文化体験プログラムを実施する。

また、平取町立アイヌ博物館等において、アイヌ文化に関する書籍を購入し、一般町民及び研究者及び学生等へ資料提供を行い、アイヌ文化に関する理解の促進を図る。

また、アイヌ文化振興に資する調査研究及び地域内外の交流の促進と人材育成、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを目的として、アイヌ文化振興に関する多目的施設の整備を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化などの魅力ある観光資源プロモーション促進事業

平取町、アイヌ協会、観光協会などの関係団体が主体となり、アイヌ文化に興味を持つ人々が多いと言われる外国人のさらなる誘致を進めるため、博物館などで多言語にも対応したデジタルサイネージなどの情報発信設備の整備を行うとともに、若者にも認知されたSNSなどを活用した多様な媒体との連携を通じた情報発信を行う。また、二風谷地区での体験型観光客専用のチセなどの整備を推進する。

アイヌ文化観光の魅力を伝えるために、国内・海外の旅行サイトや雑誌等を活用したプロモーションを展開する。さらに海外からの観光客の誘致を図るため、今後、世界各国(イギリス、フランス、アメリカ)にあるジャパンハウスと連携し、アイヌの伝統工芸品や伝統芸能などを紹介する。

② アイヌの食文化とイベントを活用したアイヌ文化のまちPR事業

アイヌの伝統食を現代風にアレンジし、町内の飲食店へレシピの提供や沙流川流域のアイヌの儀式にちなんだイベントのPR、平取町での主要イベントでのアイヌ文化に関する展示や舞踊等、食体験等の実施や町内の観光コンテンツを回遊する仕組みづくり、沙流川流域のアイヌ文化に関する知識の普及と啓発を通じて、アイヌ文化を継承するまち平取町を広く周知し、来訪客の増大と地域の活性化を図る。

③ アイヌ文化拠点と交通拠点を結ぶネットワーク形成事業

全道的、広域的なアイヌ文化への理解や、振興を目的に、民族共生象徴空間整備構想での広域関連区域を担う平取町とナショナルセンターの白老町、国内外からの観光客の玄関口となる新千歳空港、この3拠点をバスによる交通移動手段を形成することによりアイヌ文化体験などを内容とした体験観光客の入込数の更なる増加を図る。

④ アイヌ文様ラッピングバス事業

生活館等(地域住民交流の場)を拠点にアイヌ文様のラッピングを施したアイヌの人々の利便性を確保するバス運行を行う。

⑤ アイヌ文化のブランド化推進事業

平取町ではアイヌ工芸として技術・技法や伝統を継承する工芸家が現在も制作活動を行っており、とりわけ「二風谷イタ」及び「二風谷アットウシ」については2013年に伝統的工芸品に指定されるなど、アイヌ工芸の代表的な地域として知られる様になってきている。

ブランド化の取組みとしては、現在のアイヌ工芸品に加え、新たな視点からのアプローチとして現代的なデザイナーとのコラボレーションを積極的に進め、具体的にはデザイナーのアドバイスを受けながら、沙流川流域のアイヌ文様をモチーフにした、コンテンポラリーな商品の試作品製作や、販売のための市場調査を行い、これまでのアイヌ伝統工芸品以外にもアイヌ文様などのイメージを基にデザイナーやプランナーと連携し商品開発を進めてきた。今後は、若手工芸家の企画・創造性育成と販路開拓につながる商品開発をさらに進め、これまで制作してきた商品を含め、産地ブランド化の普及促進を図る。大都市においてアンテナショップを期間限定で開設する。

また、アイヌ文化に関連した新たなブランド(商品)の開発・製造のため、ガーメントプリンターなどを導入する。

⑥ 木工芸品等の材料供給システムの整備

平成25年4月に平取アイヌ協会長（当時は北海道アイヌ協会平取支部長）、北海道森林管理局長及び平取町長が締結した「21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画ーコタンコロカムイの森づくり推進のための協定書ー」（令和2年4月更新）に基づき、アイヌの伝統的な生活空間（イオル）にふさわしい北海道の古来の森林の再生等に取り組み、具体的には以下の取組を推進する。

これらの取組の具体的な実施については、業務委託等により、アイヌの方々が主体となって組織する団体等を、主たる担い手として位置付ける。

- ・北海道古来の森林の象徴として、かつては集落の周辺の森林に生息し、集落の守り神とされた「コタンコロカムイ」（シマフクロウ）が生息できる森林・水域環境の再生

- ・アイヌ文化の伝承等に必要な自然素材を確保するため同協定書の対象となる平取町内の国有林野における伝統的利用植物の生育状況の調査、これら植物の植栽・育成試験等

- ・平取町内の国有林野を管轄する日高北部森林管理署等との連携による伝統的工芸品（経済産業大臣指定）「二風谷イタ」や伝統的家屋チセ等の素材・材料についての持続的かつ安定的な供給・調達体制の構築

- ・国有林野及びその産物の保全並びに新たな活用によるアイヌ文化の普及啓発活動等を通じた雇用機会等の創出及びそれら普及啓発稼働等の担い手の育成

- ・法第10条第4項に規定する、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野において採取する事業（以下「国有林野採取事業」という。）

- ・国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に基づく、分収造林制度を活用した森づくり

また、町有地や地権者の理解と協力を得ることができる私有地等の国有林野以外の土地においても、これらと同趣旨の取組の推進と拡大に努める。

なお、伝統的工芸品（経済産業大臣指定）「二風谷アットウシ」の原料となるオヒョウの樹皮については、現段階では平取町内のオヒョウの資源量が少ないことから、北海道森林管理局及び北海道の協力を得て、道内の国有林及び道有林からの調達に取り組みつつ、将来的には、町内での供給が可能となるよう、その他の伝統的利用植物とともに、その育成に取り組む。

4ー4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

① アイヌの人々と地域住民交流の場の整備

平取町内各地区にはアイヌの人々との交流の拠点として生活館が整備されており、日常的に文化伝承に関わる活動を含めたコミュニティの活動が行われている。しかしながら、昭和40年代に建設された生活館も多く現存しており老朽化が進んでいる。今後、使用状況も勘案し、計画的に改修等を進める。

また、ニール・ゴードン・マンロー（1863-1942）の功績を称えるための事業を行い、二風谷ならではのアイヌ文化継承を地域住民とともに築いていく。

② アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援

ニュージーランドのマオリ族を始めフィンランドのサーミ族、台湾のタイヤル族など、世界の少数民族との交流を深めるとともに、先住民政策について国内外の先進地の事例などを学び、意見交換を行うため、国際先住民フォーラムなどのイベントを定期的に開催する。

また、高齢者コミュニティ活性化を図るべく、アイヌ文化の知見の伝承・共有化事業を展開する。

③ アイヌ文化等を担う人材育成のためのこども等の学習支援

希望する大学への進学、就職に向けての学習機会と質の高い教育が受けられる環境を提供するため、町内中学生及び平取高校生を対象とした無料の公営塾を開講し、アイヌ子弟を含む町内の中高生の学力アップと将来の人材育成を図るとともに、アイヌの方々を含む保護者負担の軽減を図る。

また、町内の小・中・高校生と海外の先住民との国際交流事業を行う。

6 事業の成果目標等

(1)成果目標の達成に向けた工程	(1) 文化振興事業 アイヌ文化施設入館者数 平取町アイヌ関係WEB閲覧数 伝統的家屋(チセ)活用件数 体験交流事業の参加人数 博物館等を中心とする周辺施設や文化財等を活用し、アイヌ文化の普及啓発を行うとともに、アイヌ文化に興味を持つ人々が多いと言われる外国人をはじめとする観光客の来訪を促進するため、多言語にも対応したインフォメーション施設や情報発信ツールを整備し、多様な媒体との連携を通じた情報発信と誘客活動を行うことで来館者が増えることが考えられる。 (2) 地域・産業振興事業 アイヌラッピングバス利用者数 生活館等(地域住民交流の場)を拠点にアイヌ文化の伝承活動を行っており、厳冬期など外出が困難になる時期や足の不自由な方でもバス事業を行うことで生活館の利用とバスの利用が相互に促進されることが考えられる。 (3) コミュニティ活動支援事業 平取町学習塾利用生徒数 対象者数の拡大や、通常開設の場所以外の2地区の生活館での出張塾などの開催も検討し、受講者数の増加を図る。
(2)成果目標、(中間)目標年度(成果目標に対する現状値、及び成果目標の達成見込みについて記載すること)	(1) 文化振興事業 アイヌ文化施設入館者数 (現状値) 令和6年度 77,000人／年間 (最終目標) 令和10年度 93,000人／年間 平取町アイヌ関係WEB閲覧数 (現状値) 令和6年度 172,000アクセス／年間 (最終目標) 令和10年度 207,000アクセス／年間 生活館利用者数 (現状値) 令和6年度 34,000人／年間 (最終目標) 令和10年度 40,000人／年間 伝統的家屋(チセ)活用件数 (現状値) 令和6年度 410件／年間 (最終目標) 令和10年度 600件／年間 体験交流事業の参加人数 (現状値) 令和6年度 2,100人／年間 (最終目標) 令和10年度 2,500人／年間 (2) 地域・産業振興事業 アイヌラッピングバス利用者数 (現状値) 令和6年度 3,700人／年間 (最終目標) 令和10年度 4,100人／年間 (3) コミュニティ活動支援事業 北海道学力コンクール(5教科SS)平均値 (現状値) 令和6年度 3ポイント上昇/3年間 (最終目標) 令和10年度 いずれも令和10年度に目標を達成する見込みである。
(3)成果目標の確認方法	KPIである生活館利用者数、アイヌ文化施設入館者数、平取町アイヌ関係WEB閲覧数、伝統的家屋活用件数、体験交流事業の参加人数、アイヌラッピングバス利用者数について実績値を公表する。また、外部有識者等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

7 地域の概要

(1)地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

平取町には、沙流川の豊かな自然資源を背景にアイヌの人々が古から集住し、当町の二風谷地区には、現在もアイヌ文化が色濃く残っており、平取アイヌ協会、平取アイヌ文化保存会、平取町二風谷アイヌ語教室、二風谷民芸組合、二風谷観光振興組合など多くの皆様のご努力の積み重ねによって、神事・儀式・舞踊・言語・伝統工芸などの貴重なアイヌ文化が保存継承されている。

平取町としても、文化的景観の保全事業並びに平取ダム地域文化調査業務の実施に加えて、平成20年度からイオル(伝統的生活空間)再生事業が始まり、平成21年度から「平取町かわまちづくり計画」により、イオル再生事業と連携して、沙流川の水辺を拠点とした事業が進められるなど、アイヌ文化に関する各種調査・保全並びに振興対策が行われている。

また、文化財としての価値が特に重要な「重要文化的景観」として「アイヌの伝統と近代の開拓による沙流川流域の文化的景観」が、平成19年7月に国によって全国で3番目に選定された。文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」となっている。

さらに、平成25年3月には、平取町二風谷の工芸品「二風谷イタ」(盆)と「二風谷アツウシ」(樹皮の反物)が、北海道で初めて経済産業省の「伝統的工芸品」に指定されるなど、自然と文化が融合した地域である。

これらの取組みが、平取町では行政と各関係団体等が一体となって推進してきたことにより、一定の成果が図られたが、まだまだ多くの課題が残されている。

アイヌ文化の保存・継承については、アイヌ文化等を担う人材育成や、自然環境の変化等により、自然素材が不足しており原材料の確保が課題である。

アイヌの伝統等に関する理解の促進については、平取アイヌ協会をはじめ各団体の支援等を通して活動してきたことや文化的景観の普及啓発事業、イオル整備事業、二風谷アイヌ文化博物館及び周辺施設の活用事業、小中学校等へのアイヌ文化・アイヌ語の授業を通して、児童・生徒に学んでもらう等、町内外に普及啓発を図ってきたところであるが、これまで実施してきた各種事業の実績によりアイヌ文化について理解されつつあります。今後一層の理解促進に向け事業の展開を図っていく必要があり、そのためには、施設運営管理に係る経費や事業に携わる人の人材育成及び人件費等の財源確保が大きな課題である。

観光の振興その他の産業の振興については、これまで二風谷アイヌ文化博物館を中心とした周辺施設等の活用や近隣町との連携による観光振興を図ってきたが、都市圏や主要交通拠点の内とりわけ新千歳空港からの交通アクセス、生活館などの施設を拡充しアイヌ文化情報発信の拠点として整備し、年々増加している東南アジア系観光客向けの交通サービスや簡易宿泊・wifi整備などのインバウンド対策、都市圏や空港などにおいて観光プロモーションの実施等、多くの課題がある。また、伝統的工芸品産業についても、伝統工芸の後継者を育成するためには、技術が身につくまでの生活を保障し、更にその伝統工芸が生業に結びつく必要があることから、人材育成システム構築や伝統的工芸品のブランド化と合わせ、人材育成に必要な施設整備や新商品開発・生産効率アップのための機械導入等、財政面での課題がある。

地域内(間)交流や国際交流の促進については、今までも平取アイヌ協会や平取アイヌ文化保存会等が中心となり、多くの文化交流を行ってきた。特に国際交流としては、地域が一丸となり取り組んでいるが、先住民族としてのアイデンティティーの確立や日本国内におけるアイヌ民族の置かれている状況の正確な認識と把握のためには、今後も、他地域との継続的な交流を図っていく必要がある。また、地域内(間)交流については、町内の交通アクセスが悪いことや高齢化に伴い、移動手段に大きな課題がある。

(2)施設等の管理運営体制

平取町内生活館は、平取町が管理している。
平取町立二風谷アイヌ文化博物館は平取町が管理している。
平取町二風谷地区にある二風谷コタン内チセ(9棟)は、平取町が管理する。
(令和2年4月に(公財)アイヌ民族文化財団より5棟を町へ移管)

(3)アイヌ関係団体及び地域住民の協力体制

平取アイヌ協会、二風谷自治会とは、平取町アイヌ総合政策推進協議会などの場において定期的に意見交換を行っている。

8 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
国庫補助金	340,063,200	482,006,400	0	△ 141,943,200
都道府県負担額	0	0	0	0
市町村負担額	85,015,800	120,501,600	0	△ 35,485,800
民間団体負担額	0	0	0	0
計	425,079,000	602,508,000	0	△ 177,429,000

(2) 支出の部

(単位:円)

経 費 区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減	
			増	減
文化振興事業	148,815,000	420,985,000	12,248,000	△ 284,418,000
調査費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
文化振興事業費	147,854,000	420,152,000	12,120,000	△ 284,418,000
賃金	0	0	0	0
報償費	1,035,000	555,000	480,000	0
旅費	5,000	53,000	0	△ 48,000
需用費	1,572,000	963,000	609,000	0
借料	325,000	220,000	105,000	0
委託料	130,562,000	121,309,000	9,253,000	0
工事請負費	12,105,000	296,475,000	0	△ 284,370,000
公有財産購入費	0	0	0	0
備品購入費	2,250,000	577,000	1,673,000	0
市町村事務費	961,000	833,000	128,000	0
職員旅費	350,000	251,000	99,000	0
需用費	344,000	333,000	11,000	0
役務費	27,000	9,000	18,000	0
借料	240,000	240,000	0	0
地域・産業振興事業	124,704,000	128,259,000	12,556,000	△ 16,213,000
調査費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
地域・産業振興事業費	124,524,000	128,067,000	12,551,000	△ 16,196,000
賃金	0	0	0	0
報償費	0	0	0	0
旅費	5,571,000	0	5,571,000	0
需用費	0	0	0	0
借料	0	0	0	0
委託料	116,420,000	109,440,000	6,980,000	0
工事請負費	1,760,000	1,760,000	0	0
公有財産購入費	0	0	0	0
備品購入費	212,000	16,408,000	0	△ 16,196,000
負担金補助及び交付金	561,000	459,000	102,000	0
市町村事務費	180,000	192,000	5,000	△ 17,000
職員旅費	97,000	92,000	5,000	0
役務費	83,000	100,000	0	△ 17,000

コミュニティ活動支援事業	151,560,000	53,264,000	99,357,000	△ 1,061,000
調査費	0	0	0	0
委託料	0	0	0	0
コミュニティ活動支援事業費	151,560,000	53,071,000	99,357,000	△ 868,000
賃金	0	0	0	0
報償費	0	738,000	0	△ 738,000
旅費	15,064,000	8,794,000	6,270,000	0
需用費	0	80,000	0	△ 80,000
借料	0	50,000	0	△ 50,000
委託料	48,360,000	41,649,000	6,711,000	0
工事請負費	39,158,000	1,760,000	37,398,000	0
公有財産購入費	0	0	0	0
備品購入費	18,978,000	0	18,978,000	0
負担金補助及び交付金	30,000,000	0	30,000,000	0
市町村事務費	0	193,000	0	△ 193,000
職員旅費	0	193,000	0	△ 193,000
合 計	425,079,000	602,508,000	124,263,000	△ 301,692,000
調査費	0	0	0	0
賃金	0	0	0	0
報償費	1,035,000	1,293,000	480,000	△ 738,000
旅費	20,640,000	8,847,000	11,841,000	△ 48,000
需用費	1,572,000	1,043,000	609,000	△ 80,000
借料	325,000	270,000	105,000	△ 50,000
委託料	295,342,000	272,398,000	22,944,000	0
工事請負費	53,023,000	299,995,000	37,398,000	△ 284,370,000
公有財産購入費	0	0	0	0
備品購入費	21,440,000	16,985,000	20,651,000	△ 16,196,000
負担金補助及び交付金	30,561,000	459,000	30,102,000	0
市町村事務費	1,141,000	1,218,000	133,000	△ 210,000